

渋谷区住宅宿泊事業の実施に関する要綱

| | | | |
|-------|-----|-----|------|
| 平成30年 | 3月 | 9日 | 制 定 |
| 平成30年 | 10月 | 1日 | 一部改正 |
| 令和 4年 | 1月 | 26日 | 一部改正 |
| 令和 4年 | 4月 | 28日 | 一部改正 |
| 令和 4年 | 6月 | 6日 | 一部改正 |
| 令和 8年 | 4月 | 1日 | 一部改正 |

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅宿泊事業法施行規則（平成29年国土交通省令・厚生労働省令第2号。以下「省令」という。）、渋谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例（平成30年渋谷区条例第6号。以下「条例」という。）及び渋谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する規則（平成30年渋谷区規則第5号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条及び第3条 削除

(省令で定める書類)

第4条 省令第4条第4項第1号ホに規定する入居者の募集が行われていることを証する書類は、次のいずれかの書類とする。

- (1) 当該住宅の広告紙面の写し
- (2) 賃貸不動産情報サイトの掲載情報の写し
- (3) 募集広告の写し
- (4) 募集の写真

2 省令第4条第4項第1号へに規定する随時居住の用に供されていることを証する書類は、次のいずれかの書類とする。

- (1) 届出住宅と自宅の間の公共交通機関の往復の領収書の写し
- (2) 高速道路の領収書の写し
- (3) 届出住宅周辺における商店で日用品を購入した際のレシート

3 省令第4条第4項第1号ルに規定する管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類は、誓約書（別記第1号様式）とする。

4 届出者が法人である場合の省令第4条第4項第1号ワの欠格事項に該当しないこと等を誓約する書類は、誓約書（別記第2号様式）とする。

5 届出者が個人である場合の省令第4条第4項第2号ハの欠格事項に該当しないこと等

を誓約する書類は、誓約書（別記第3号様式）とする。

第5条及び第6条 削除

（様式）

第7条 規則第3条に規定する書類及び規則第7条第2項に規定する標識は、次に掲げる様式とする。

- (1) 規則第3条第1号に規定する消防法令の適合状況について相談等を行った旨を証する書類は、消防事前相談記録書（別記第6号様式）とする。
- (2) 規則第3条第2号に規定する宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置についての適合状況が確認できる書類は、原則として建築士が確認の上作成した書類（別記第7号様式）とする。

（委任）

第8条 この要綱の実施に関し必要な事務手続及び文書の様式については、健康推進部長が定める。

附 則（平成30年3月9日区長決裁）

この要綱は、平成30年3月9日から施行する。

附 則（平成30年10月1日区長決裁）

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和4年1月26日健康推進部長決裁）

この要綱は、令和4年1月26日から施行する。

附 則（令和4年4月28日区長決裁）

この要綱は、令和4年4月28日から施行する。

附 則（令和4年6月6日健康推進部長決裁）

この要綱は、令和4年6月6日から施行する。

附 則（令和8年4月1日区長決裁）

- 1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。ただし、別記第2号様式、別記第3号様式及び別記第7号様式の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

- 2 改正前の渋谷区住宅宿泊事業の実施に関する要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。